

## 様式2

### 不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称	要耐震改修認定建築物に係る指示・公表
根拠条例・規則名	建築物の耐震改修の促進に関する法律
条 項	第27条第2項、第3項
所 管 部 課	建設局 建築部 建築総務課 (電話: 048-829-1539)
処 分 基 準	<p>設定できません。</p> <p>(理由) 当該不利益処分の性質上、法律の定め以上に具体化することが困難であり、また、事案ごとの裁量が大きく基準を設定することが困難であるため。</p>
設定等年月日	平成25年11月25日設定 平成25年11月25日最終改正
備 考	